

過去の技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書における職種ごとの結論

公表時期	職種名	とりまとめ
平成23年度	枠組壁建築	枠組壁建築職種は平成22年度の受検申請者数が96人と増加しており、また、関係業界団体が積極的な受検勧奨に取り組む姿勢を見せていることから、今後の受検申請者の増加が期待される。このため、平成23年度の受検申請者数を含む平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。
	ウェルポイント施工	ウェルポイント職種は受検申請者数が顕著な増加傾向にあり、直近の平成22年度は102人と100人を超えた。また、関係業界団体も受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢を見せている。このため、直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超である場合には職種統廃合の検討対象から外すという基本ルールを援用し、次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には基本ルールに沿って3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。
	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル施工職種は、隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当である。
	機械木工	機械木工職種は、現在のままで存続させず、①職種廃止又は②他職種との統合の上で都道府県方式により実施のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当である。
平成25年度	木型製作	木型製作職種は、平成19年度から24年度までの6年間平均受検申請者数が26人であるが、22年度から3年毎実施としており、平成23年度及び24年度は休止となっている。そのため、25年度の実施結果を含めて判断する必要があるが、25年度は66人と100人を下回っており、技能検定の実施頻度を3年毎に変更し休止期間中に受検できなかった者の分を実績に結びつける効果が認められない。 また、関係業界団体が技能の重要性や技能検定の必要性を主張するものの、受検者増加の見通しは示されず、これら主張を踏まえた関係業界団体による受検者の増加に結びつく具体的な取組も認められない。 さらに、木材の加工という観点に着目し共通性を有する他の技能検定職種を活用することや、あるいは当該技能の活用分野に着目しモデル製作等の新たな展開を図ることなどといった展望も関係業界団体からは示されなかった。 そのような状況では、受検者の増加は見込めず、6年平均受検申請者数も考慮すると、国家検定としてなお従前どおり存続させるものとするに足りる社会的便益があるとは認められない。 よって、現在の都道府県方式による実施のままで存続させず、①職種廃止とすべきである。但し、関係業界団体が技能検定の必要性を主張していることから現在の方式による実施ではなく、②指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討を進め行政と協議の上で決定すべき、との結論に達した。

公表時期	職種名	とりまとめ
平成25年度	木型製作	また、職種廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施に配慮すべきである。 なお、関係業界団体が主張する当該技能の伝承等に関しては、関係業界団体において国家検定以外の評価手段についても広く検討すべきである。
	機械木工	機械木工職種は職種統合したもの、6年平均受検申請者数が30人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。
平成26年度	製版	製版職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が97人と100人以下となっており、また、社会的便益の評価も低下傾向にあるが、製版に関する複数の業界団体が連携して行う、これまで以上の広報活動の拡大や試験内容の見直し等の取組みにより、今後、受検申請者の増加が期待できる。 他方、これらの複数の業界団体における準備、調整等の取組みには相当な時間を要することが想定されることから、平成27年度の検定試験については休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数等の状況を評価した上で、当該職種の統廃合について改めて検討を行うべきである。
	複写機組立て	複写機組立て職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が93人と100人以下となっており、国家検定職種としての需要は低下している。また、このことは社会的便益の評価及び関係業界団体からの意見においても示されており、一般国民から当該職種の社会的便益について直接の意見もなかったところである。よって、既に関係業界団体から廃止について了解が得られていることも踏まえ、当該職種については廃止とすべきである。
平成27年度	酒造	平成27年度及び平成28年度の検定試験の受検申請者数の状況を評価とともに、関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。
	枠組壁建築	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当である。
平成28年度	縫製機械整備	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。

※ 平成24年度においては、検討対象職種がなかったことから報告書は作成されていない。